

## 満洲事変とポーランド

— 集団安全保障政策と対日友好政策のはざまで —

矢 嶋 光

## はじめに

本稿は、満洲事変に対するポーランドの対応を分析することを通じて、欧州中小国が事変をどのように認識していたのか、その一端を明らかにすることを目的とするものである。

従来の研究は、満洲事変に対する欧州中小国の反発が日本の国際連盟脱退につながったと指摘してきた。すなわち、(一) 国際連盟による集団安全保障を自国の安全保障の基軸とし、その権威を守りたい中小国は、日本に厳しく、中国に同情的な態度を示したこと、(二) そうした中小国の態度が事変の円満処理を意図する英仏への圧力となり、連盟における審議を難航させたこと、(三) これに対して日本は、中小国の反発を回避しつつ、大國間協調を回復させるために連盟からの脱退を選択したこと、の三点を指摘し、日本の連盟脱退は協調のための脱退であったと結

論づけてきたのである。<sup>①</sup>

もつとも、国際連盟脱退の要因とされてきた満洲事変に対する欧州中小国の反発に関して、従来の研究が十分に分析してきたとはいえない。その理由の一つは、中小国の存在が日本外交の前に立ちはだかったのは、事変勃発から連盟脱退に至る約一年半という短期間の出来事であり、一時的な現象にとどまるものだった点にある。事変の勃発とともに盛り上がりを見せた連盟の審議も、日本が脱退するとすぐにうやむやとなった。もちろん脱退によって連盟との関係が完全に途切れたわけではなかったが、日本外交にとっての喫緊の課題は、英米、あるいは中国との関係をいかにして修復するかといった点へと移っていった。結局、事変期のごくわずかな期間を除けば、英米を主とする大国との関係や中国との関係が日本外交の焦点でありつづけたのであり、東アジアに直接の利害を有さない欧州中小国との関係はもっぱら副次的な重要性しか持たなかった。そうして研究の比重もまた対英米関係や対中関係に置かれ、中小国の存在は等閑視されてきたのである。<sup>②</sup>

これに対して本稿は、欧州中小国の一つであるポーランドを取り上げ、満洲事変の勃発から日本の国際連盟脱退に至るまでのあいだの同国の対応を分析する。<sup>③</sup>これによって、従来の研究では必ずしも明らかにならなかった事変に対する中小国の認識の一端を解明する。同時にまた、こうした研究上の空白を埋めることを通じて、戦前日本外交史研究のなかで重要な論点となってきた連盟脱退回避の可能性とその限界や協調のための脱退論といった問題を改めて考え直してみたい。本稿が分析対象としてポーランドを取り上げるのも、同国が自国の安全保障をある程度において国際連盟に依頼する中小国としての性格を持つ一方で、独立以前の日露戦争期から日本と深い政治的関係を持つ国でもあり、これらの問題を再考するのに相応しいと考えるためである。

## 一 満洲事変の勃発とポーランドの外交方針

### (1) 事変の勃発と基本方針の決定

一九三一年九月一八日、関東軍は奉天近郊の柳条湖付近において満鉄線を爆破し、これを中国側の仕業として軍事行動を開始した。三日後の二二日、中国の南京国民政府は国際連盟規約第一一条にもとづいて理事会の開催を要請し、第六五回の会期中であった理事会は二二日に事件を正式な議題として取り上げざることを決めた。こうして柳条湖事件をきっかけとする満洲事変は連盟の審議に付されることになった。

ポーランドがその審議に対する方針を決定したのは、一〇月理事会開会直後のことであつたと推測される。九月理事会での日本代表団の不拡大方針と早期撤兵の意思表明を裏切るかたちで一〇月八日に関東軍が錦州爆撃を強行、事変は拡大の様相を呈し、一〇月理事会では本格的な審議がおこなわれると予想された。一〇月一四日付の表題および作成者不明のメモ書きは、その書きぶりからアウグスト・ザレスキ<sup>(4)</sup> (August Zaleski) 外相から当時の最高意思決定者であるユゼフ・ピウスツキ (Józef Piłsudski) 元帥宛てに用意されたものではないかと推測されるが、そこには以下の四点を基本方針として定めたことが記されている。<sup>(5)</sup>

- 一、国家の領土保全原則の尊重の問題は、ポーランドにとって最も重要である。これが、ポーランドが日本と中国のあいだの紛争にとくに関心を持つ理由である。
- 二、極東において日本が果たすべき役割の重要性を十分に認識し、
- 三、連盟理事会日本代表がポーランドにとって直接の関心事に親切に理解を示してくれたことに感謝の意を表し、

四、ザレスキ氏は、領土保全原則の尊重に関する考慮事項を念頭に置きつつ、日本に対して最大限の同情を示すことを決定した。同氏は、この同情がこれまで日中の対立で維持してきた留保に表れていると考えている。

おそらくこの方針を具体化したものが、同日付ザレスキ外相発フランチシェク・ソカル<sup>(6)</sup> (Franciszek Sokal) 国際連盟ポーランド代表宛電報である。そのなかでザレスキ外相はジュネーブに駐在するソカル公使に次のような指示を与えた。<sup>(7)</sup>

私はここに公使に芳澤〔謙吉〕または佐藤〔尚武〕との会談をおこなう必要があることを通知する。公使は以下の方針に従う。

一、ポーランドにとつて国家の領土保全を尊重することは基本的に重要であり、それが日中紛争にポーランドが特別な関心を寄せる理由である。ポーランドは、極東における日本の役割の重要性和、ロシアとの関係におけるポーランドと日本の共通の利益を十分に認識している。ポーランドは、ポーランドにとつての懸案事項における国際連盟理事会での日本代表団の役割を感謝の気持ちを持って覚えている。ポーランドは、将来的にポーランドに関わる問題に対して日本が同様の態度をとることを期待している。ポーランド政府は、一、で表明した考慮事項の範囲内で、日本に対して可能な限り最大限の好意を示すことを決定し、これまでのところ日中紛争に関しては完全な留保を維持している。公使の参考のために説明しておく、暗号で提供された情報とは別に私がここで述べたいことは、私がジュネーブへ行くのは控えるということである。

上記の介入により、一月理事会での少数民族問題、とくにウクライナ問題において報告者〔日本〕の積極的

な支持が確保されるはずである。

この二つの文書が示すように、連盟における審議に際してのポーランドにとつての最優先事項は、領土保全原則が守られることであつた。第一次世界大戦後によくやく独立を果たしたポーランドにとつて、その領土・領域は安定的なものとはいへなかつたからである。国内的には多くの少数民族を抱えてその自治・独立運動に悩まされる一方、対外的にはドイツやソ連、さらにはリトアニアとのあいだでも領土問題を抱えていた。<sup>(8)</sup> そのようなポーランドからすれば、領土保全原則の尊重は決して譲ることのできない一線であつた。

しかし他方で、ポーランド政府はこの一線を越えない範囲で「最大限の同情」「最大限の好意」を日本に示すことも決定している。その理由は、ザレスキ外相の訓令に見られるように、一つは対ソ関係にあつた。「ポーランドは、極東における日本の役割の重要性和、ロシアとの関係におけるポーランドと日本の共通の利益を十分に認識している」という部分がそれである。ポーランドは、ソ連という強大な敵の存在を前にして日本をその戦略上のパートナーとして確保しておく必要があつた。<sup>(9)</sup>

もう一つの理由としてあげられるのが、少数民族問題である。「上記の介入により、一月理事会での少数民族問題、とくにウクライナ問題において報告者〔日本〕の積極的な支持が確保されるはずである」という部分は、そのことをはつきりと記している。「ポーランドは、ポーランドにとつての懸案事項における国際連盟理事会での日本代表団の役割を感謝の気持ちを持って覚えてゐる」というように、これまでシロンスク地方やグダンスク自由市をめぐるポーランド・ドイツ間の紛争を調停してきた日本の存在は大きかつた。<sup>(10)</sup> こうした経緯を踏まえて、ポーランドは、事変の審議において日本に好意的態度をとることに引き換えに、一月理事会で取り上げられる予定の同国南東部のガリツィア地方におけるウクライナ系住民をめぐる問題で日本からの支持を引き出すという戦略を練り上げたので

ある。

さて、ザレスキ外相からの訓令を受け取った翌日、ソカル公使は芳澤謙吉駐仏大使兼国際連盟日本代表と澤田節藏国際連盟帝国事務局長の二人と会談を持った。その報告書には次のように述べられている箇所がある。<sup>(19)</sup>

澤田公使が同席した芳澤大使との会談のなかで、私は大臣の立場を紹介した。芳澤大使は、私が意図的に言及したわけではないにもかかわらず、何よりも先に少数民族問題から話し始めた……日本は日中問題における完全な行動の自由を維持することを望んでおり、日本は、将来のその立場を、少数民族問題だけでなく、おそろく連盟に対する政策全般にも関わらせようとしているように見える。

ソカル公使は、満洲事変のさなかにもかかわらず、「何よりも先に少数民族問題から話し始めた」芳澤の言動に、日本も事変と少数民族問題の取引を考えているのではないかと疑いの目を向けた。もともと、管見の限り日本外務省がそうした取引を検討していたことを示す資料はなく、これはソカル公使の深読みのし過ぎであった。しかし、そのような疑念を抱かせるほど、ポーランド側が少数民族問題に敏感だったことをこの報告書は示している。

実際、ポーランドにとって少数民族問題の優先順位は高かった。ザレスキの後任としてのちに外相に就任するユゼフ・ベック<sup>(20)</sup> (Jozef Beck) 副大臣が同年一二月にヴィルノに滞在するピウスツキ元帥を訪問して会談した際、両者のあいだで今後解決すべき問題としてあげられたのは「グダンスク、少数民族条約、リトアニア、チェシン・シロンスク」の四つであった。<sup>(21)</sup> ザレスキ外相とベック副大臣、およびベック副大臣を推すピウスツキ元帥の人間関係や外交思想には大きな隔たりが存在したが、少数民族問題に対する認識は政府内で広く共有されており、ポーランド政府はその解決に向けて事変を積極的に利用することを視野に入れていたのである。

このように満洲事変に対するポーランドの基本方針は、領土保全原則の尊重を最重要としながらも、対ソ関係の観点から日本との友好関係にも注意を払うものであった。また、日本との関係は少数民族問題の観点からも重視された。<sup>15)</sup>

## (2) 事変初期における対日友好政策の展開

以上のような基本方針の下、ジュネーブのポーランド代表団は、日本に対して実際的好意的態度を示していく。たとえば、一〇月理事会の焦点の一つであった米國招請の是非について、その表決に対するザレスキ外相の指示は、「もし日本が完全に孤立しているなら、米國の招請に賛成票を投じ、もし投票が分かれているなら、反対票を投じる」というものであった。<sup>16)</sup> 結局、この表決に際してポーランドは賛成票を投じたが、それは日本が完全に孤立していたためであった。<sup>17)</sup>

また、一〇月理事会では会期末の一〇月二四日に次回理事会開催の一一月一六日を期限として日本の撤兵を求める決議案が提出され、一三対一という日本のみ反対によって否決されたこともよく知られている。<sup>18)</sup> ここでもポーランドは、表決では日本に同調することはなかったが、閉会に際しての相互祝辞の場を欠席し、満洲事変への態度表明を回避することで日本への好意を示そうとした。<sup>19)</sup>

こうしたポーランドのあからさまな日本寄りの姿勢は、連盟関係者も訝しがるほどであった。一〇月理事会閉会後のソカル公使の報告書には、ポーランド回廊をめぐるドイツとの対立を抱えているにもかかわらず、「条約の尊重と規約第一〇条の規定の遵守について、また侵略者を外国領土から排除するための理事会の積極的かつ迅速な行動について、ポーランドがどれほど重視しているかを示す機会を利用しなかったことに驚きの声があがった」と記されている。<sup>20)</sup> 同じ報告書のなかで、理事会での表決に対する「ポーランドの立場は日本代表団にとって理解できる

ものであった」とし、「大臣が示した好意は正当に評価され、感謝して受け入れられた」と述べられているが、それは決して過大評価ではなかったであろう。

さらに理事会閉会後の一〇月二十九日には、中国側から一〇月二四日理事会決議案の第四項（B）にもとづいて満洲への代表団派遣を求める要請が各理事国に向けて発出されたが、ポーランドは、英仏の動向も見きわめつつ、丁寧な言葉でもってそれを謝絶した。すなわち、中国側の要請に対して、「ポーランド政府は中国政府の提案を慎重に検討したが、一〇月二四日決議が発効しない限り、最終的な決定を下すことはできない」と返答したのである。

一一月理事会に入ると、ポーランドの好意はより積極的なたちで示されていく。パリで再開されることになった理事会に自ら出席することを決めたザレスキ外相は、出発前に河合博之駐ポーランド公使の訪問を受けた際、「日波両国ノ親交ニ鑑ミ自分ハ決シテ日本ノ利益ニ反スル如キ行動ハ為ササルヘシ理事会ニ於テハ波蘭ハ大国ニ反対スルコトヲ得サル地位ニアルモ自分ハ微力ヲシテ日支ノ紛争力円満ニ解決セントスルコトニ努力セン」と伝えた。

その後、一一月一六日に理事会が再開されると、ザレスキ外相は一八日の秘密会の席で「あらゆる可能性を考慮すべきである」と前置きしたうえで、「規約は、理事会が合意に達しない可能性も想定していることを忘れてはならない」と述べ、国際連盟規約第一五条第七項の適用を示唆した。制裁への道を開くことになりかねない第一五条の適用は日本にとつて不利とも思えるものであったが、そのねらいは、『合法的な戦争』の可能性を規定している第一五条第七項が適用できれば、「状況は完全に日本の手で解決されるであろうし、同時に連盟理事会の道徳的權威を守ることもなるだろう」という点にあった。連盟規約第一五条第七項は、「連盟理事会ニ於テ、紛争当事国ノ代表者ヲ除キ、他ノ連盟理事会員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ、連盟国ハ、正義公道ヲ維持スル為必要ト認ムル処置ヲ執ルノ権利ヲ留保ス」と規定しており、理事会による報告書が全会一致を得られず、多数決によつて採択された場合、当事国が武力によつて紛争を解決する権利を認めるものであった。ザレスキ外相

は、エドヴァルト・ラチンスキ<sup>(27)</sup> (Edward Raczynski) 国際組織部長とタデウシユ・グヴィアズドスキ<sup>(28)</sup> (Tadeusz Gwiazdoski) 国際連盟ポーランド代表部参事官の二人を通じて、この点を国際連盟事務次長兼政治部長である杉村陽太郎に説明した。

さらに翌一九日、ザレスキ外相は再びグヴィアズドスキ参事官を杉村のもとに送った。前日に実施された日本側への聴取に対する「理事会の手続き的な誤り」を指摘するためであった。参事官は外相からの言葉として「規約第一一条にもとづいて行動する理事会は、当事国に対して、理事会の名においていかなる提案や質問も提出することはできない」と伝え、杉村はザレスキ外相の助言に感謝した<sup>(29)</sup>。

このようにポーランドの日本に対する好意は明らかであった。それは日本の外交官はもちろん、欧州各国の外交官や連盟関係者にも容易に理解できるほどであった。

### (3) 対日友好政策のジレンマ

もつとも、こうした日本への好意的態度は自らの手で国際連盟の権威を掘り崩すものであり、ひいては領土保全原則が破られる事態を引き起こしかねないものであった。そしてそのことにポーランドも自覚的であった。たとえば、前述のソカル公使の報告書のなかで「ポーランドとして、我々は日中紛争に二重の関心を抱いていた。それは、極東における、またソ連の立場に対する我国の政策のためだけでなく、理事会においてポーランドを当事国とする論争が生じた場合に想定される類似点のためでもあった」と述べられているのは、そうした同国の複雑な立場を表現するものである。

したがって、日本との関係に細心の注意を払ってきたポーランドも、審議の過程で連盟規約の実効性が損なわれていくことには危機感を募らせた。同じ報告書のなかでソカル公使は、日本に条件付き撤兵を求めた九月三〇日理

事会決議は「これまで受け入れられてきた理論が崩壊した」ことを物語るものであり、「驚くべきこと」であったと述べている。<sup>(41)</sup>「国際ノ平和ヲ擁護スル為適當且有効ト認ムル措置ヲ執ル」と定めた連盟規約第一条は紛争当事国双方に即時停戦と即時撤兵を求めると理解されており、九月三〇日理事会決議はその期待を大きく裏切るものであった。

こうした危機感、ポーランド外務省内である程度共有されていたように思われる。一月理事会を前にグワイアズドスキ参事官も報告書を作成しているが、そこには「第一条にもとづいて行動する理事会の手續と権限がとるに足らないものであることが判明したという事実を目をつぶるべきではない」と記されている。<sup>(42)</sup>満洲事変の審議を通じて連盟規約の実効性に疑問符が付き始めている事態を直視しなければならぬとする参事官の報告書は、ラチンスキ国際組織部長からザレスキ外相に届けられた。

このようにポーランドは、一方で日本との友好關係を保つことを求めながら、他方で国際連盟の權威が守られることも望んでいた。しかしながら、満洲事変という事態を前にしてこの二つの目的は究極的には両立し得ないものであった。

こうしたなかポーランドは、満洲事変は例外事件であり、連盟におけるその審議は先例とならず、したがってそれが欧州に適用されることもない、という主張を打ち出していく。ポーランドが被侵略国となった場合を想定したとき、連盟が日本に示したのと同様に侵略国に宥和的態度をとることは、到底容認できるものではなかったからである。

実際、一〇月理事会閉会后、満洲における日本の行動を先例としてドイツがポーランド回廊を占領する事態が発生するのではないかといった懸念が広がっており、ポーランドは事変の先例性を打ち消す必要があった。アレクシ・レジエ(Alexis Leger)フランス外務省大臣室長を発信源とするこの懸念に対して河合駐ポーランド公使が釈明に

訪れると、ザレスキ外相は「この種の類推の危険性を強調し」、「もし類推の問題が公に提起されれば、ためらうことなく反対するだろうと言明した」<sup>(34)</sup>。その口調は、数日前に「日波両国ノ親交ニ鑑ミ自分ハ決シテ日本ノ利益ニ反スル如キ行動ハ為ササルヘシ」と伝えたときとは打って変わって険しく、事変の先例性を認めないとするポーランドの立場を明確に示すものであった。

満洲事変の特殊性、例外性を強調するポーランドの主張は一月理事会でも繰り返されている。一月理事会の審議は日本の強硬な反対を前に撤兵問題を先送りし、議題は調査団派遣の是非に絞られた。停戦や撤兵への態度表明を回避できるこの議事進行は、日本との友好関係を考慮するポーランドにとつて好都合であった一方で、領土保全原則の尊重という点からすれば同国の不安を増大させるものでもあった。こうしたなかザレスキ外相は、調査団派遣に賛成する前提として、「紛争の極度の複雑さと地域的特殊な位置により、理事会に提出されたこの問題はまったく例外的な性格を帯びており、したがって理事会は同様に例外的な方法を採用する必要があった」と述べ、満洲事変の特殊性と例外性を強調したのである。<sup>(35)</sup>

以上のように、国際連盟の權威と領土保全原則が守られることと、日本との友好関係を保つこと、という二つの目的を追求するポーランドは、両者が相反するものであることを認識しつつ、可能な限りこれらを同時に達成しようとした。そのなかでポーランドは、満洲事変は例外事件であり、したがって連盟におけるその審議は先例とはならないとする論理を持ち出すことで二つの目的を両立させようとしたのである。

#### (4) 日本の対応

一方、日本もポーランド側の好意と懸念の双方を十分理解していた。しかし、それにもかかわらず、日本はポーランド側の好意に積極的に応えることができず、またその懸念を払拭することもできなかった。なぜなら、事変が

いつ、どのようなかたちで収束するのか、その見通しがまったく立っていなかったからである。

たとえば、一〇月理事会開会直後にソカル公使から持ち掛けられた満洲事変と少数民族問題の取引に関して、日本外務省内で検討された形跡がないことはすでに指摘したが、おそらくそれは会談に臨んだ芳澤と澤田の二人が本省にこのことを伝えなかったことによると思われる。実はソカル公使の報告書のなかには、「一月以降に一体何が起るかどうかして我々にわかるだろうか?」「そのとき我々はどこにいるだろうか?」と脱退の可能性さえ示唆して悲観的になる芳澤の様子も記されている。<sup>(38)</sup> 公使は、ポーランドと同様、日本側も取引を考えているのではないかと疑っていたが、芳澤は本気で悲観していた。<sup>(39)</sup>

また、一一月理事会においてポーランド側が提案した連盟規約第一五条第七項の適用についても日本が応じるのは難しかった。実際、グヴィアズドスキ参事官からその適用に関する説明を受けた杉村は、ザレスキ外相の提案に感謝する一方で、「日本軍当局が、連盟理事会からのいかなる勧告も無視して最終的に絶対にチチハルを占領するという、軍事作戦計画を最後まで実行する強い決意を持っていることをきわめて透明性の高いかたちで明らかにした」<sup>(40)</sup>。

これは、日本として第一五条第七項の適用は容認できないことをポーランド側に伝えるものであった。というのも、たとえその規定に沿って合法的戦争への道が開かれるとしても、第一二条第一項が「連盟国ハ、連盟国間ニ国交断絶ニ至ルノ虞アル紛争発生スルトキハ、当該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ連盟理事会ノ審査ニ付スヘク、且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ連盟理事会ノ報告後三月ヲ経過スル迄、如何ナル場合ニ於テモ、戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス」と規定しており、報告書公表後三カ月のあいだはいかなる軍事行動も禁じられることになるためである。軍中央でさえ関東軍の統制に苦慮するなか、<sup>(41)</sup> 現在進行中の軍事行動を中止して三カ月のあいだ停戦できるとは到底考えられず、しかも日本側から停戦を破れば第一六条にもとづく制裁が現実のものとなるので

あり、杉村としてはそのような危険を冒してまで第一五条第七項の適用に進むなどあり得ない選択であった。翌日、再び訪問してきた参事官に対して杉村は、「軍当局が日本の情勢を完全にコントロールしていることを強調し」、「幣原（喜重郎）男爵と外務省全体が連盟の行動を考慮しようとし、軍部の圧力のもとにさらされている」と釈明しているが、それは外務省の無力さを伝えることで同条項の適用が日本にとつて困難であることを念押しするものであった。

これに対してポーランド側もこれ以上は第一五条第七項の適用を持ち出そうとはしなかった。そもそも同条項は紛争当事国以外の反対を要件としているが、そこまでの重荷を背負う覚悟はポーランドにはなく、さらにもし第一六条による制裁の議論に入れば審議はいっそう紛糾し、連盟の權威を傷つける恐れがあったからである。結局、ポーランド外務省内で検討された結果、「理事会が報告書を全会一致で採択できない可能性は低い」こと、「第一五条の手続き実施後に日本が中国に対して敵対行為を開始した場合、理事会は第一六条（攻撃者に対する制裁）を適用すべきかどうかを検討する必要がある」こと、の二点をあげたうえで、「第一五条の適用は決して日本の利益にならない。さらに、この条項を適用すると、連盟理事会が非常に面倒な立場に置かれる」として、第一一条にもとづく審議を継続するほうがよいと結論づけた。<sup>11)</sup>

このように、日本はポーランド側から示された好意にまったく応えることができなかった。それは、事変の収束に見通しが立たず、日本外務省にその好意を受け入れるだけの準備がなかったからであった。

したがって、日本は決してポーランドを軽視していたわけではなかった。むしろ、ポーランド側の好意に答えられないなか、日本外務省、とくに在欧外交官は同国が抱く懸念の払拭に努め、その好意を繋ぎとめようとした。たとえば、前述のように、ポーランドが最も懸念していた満洲事変を先例としたドイツによるポーランド回廊の占領という事態に関して、その噂を聞きつけるや否や、芳澤は河合駐ポーランド公使に対して同国に説明をおこなうよ

う指示を出している。一一月理事会を目前に控え、ザレスキ外相から理事会において日本に好意的態度をとる旨の話を受けたこともあり、芳澤は河合に対して外相がパリに向けて出発する前に直接面会するようとくに注意を促した。<sup>(43)</sup>

また、一一月理事会においてポーランドが事変の特殊性、例外性を強調する議論を展開すると、日本側もこれに呼応するかたちで連盟規約適用伸縮論を打ち出した。連盟規約適用伸縮論とは、国際連盟の精神が世界全体の平和に貢献するものであることを認める一方で、中国問題、なかでも満洲問題は例外、特殊問題であり、連盟規約を適用する場合には伸縮性を与えるべきである、と主張するものである。一九三二年二月二日付芳澤謙吉外相発在ジュネーブ澤田節蔵連盟帝国事務局長宛電報における「貴電一三号連盟規約適用伸縮論ハ此上共連盟側ニ徹底スルコト肝要」とする指示からわかるように、<sup>(44)</sup> 同論はこの一月から回を新たに始まる第六六回理事会に向けた対策として、在欧外交官から提起されたものであった。<sup>(45)</sup>

ジュネーブ発第一三号の電報は残されていないため、ポーランドの動向と連盟規約適用伸縮論がどこまで関係していたか、確たることはいえないものの、同論が中小国の不安を払拭するためのものであったことは間違いない。実際、その後のリットン報告に対する日本政府の意見書のなかでも、「支那問題殊ニ満洲問題ノ複雑性及変則的特色ハ他ニ其ノ比類ヲ見サルノ一時ナリ。従テ之方処理ニ当リテハ普通国際問題ニ対スル一般的方式ヲ其ノ儘適用スルコト困難ナルト共ニ、斯ル変則的問題ニ関スル手続又ハ結局到達セラルヘキ如何ナル解決方法モ通常ノ国際紛争ニ対スル先例トハナラサルモノナリ」とする論が展開されている。<sup>(46)</sup> またこの点に関して本省が、新しく国際連盟日本代表としてジュネーブに着任する松岡洋右に対して、「日本ハ満洲問題カ自国ニ取り死活問題タルノ故ヲ以テ連盟ヲ軽視セムトシ若ハ日本ハ一般的ニ連盟ノ東洋進出ヲ好マストノ疑ハ相当強ク連盟擁護者並小国側ノ頭ヲ支配シ居ルヤニ感セラルテテ帝国政府意見書中ニハ支那問題ハ例外的ノ特殊問題ニシテ現存ノ平和機関ハ其ノ儘ニテハ適

用スルノ困難ナルコトヲ詳述シ居ル次第ナリ」と説明し、「日本ハ今日モ尚連盟ノ精神の信奉者ニシテ連盟ニシテ規約二十分ノ伸縮性ヲ与へ且更二十分ナル準備ト一定ノ順序トヲ以テ臨マハ複雑特殊ナル支那問題ニ対シテモ其ノ機能ヲ發揮シ得ヘキヲ信スルモノナルコト」といった点を強調するよう求めているのも、連盟規約適用伸縮論が中小国に向けたものであったことを示している。

しかしながら、連盟規約適用伸縮論がポーランドを含む中小国の不安を払拭することはなかった。一九三二年一月に関東軍は錦州占領を強行、同月末に第一次上海事変が勃発し、さらに三月には傀儡国家である満洲国が建国されるなど、事変は拡大の一途を辿っていたからである。そうしたなか、国際連盟の精神は認めるが、連盟規約の適用には伸縮性を持たせるべきである、といった日本側の主張を真に受ける国などどこにもなかった。事変の拡大とともに欧州中小国の日本に対する態度はいつそう厳しさを増し、ポーランドもまた日本との距離をとり始めるようになるのである。

## 二 満洲事変の拡大と対日友好政策の修正

### (1) 戦火の拡大と対日友好政策の行き詰まり

一九三一年二月一〇日、第六五回理事会は、日中両国間の平和の基礎たる了解をかく乱するいっさいの事情を調査するための委員会を設置することを決定し、閉幕した。理事会は、九月三〇日以来、二つ目の決議をようやく通すことに成功した。

この間、調査委員会の構成に関する議論が並行しておこなわれており、パリのポーランド代表団も対応を迫られた。当初の委員会の構成は、英・仏・米の三方国が予定されていたところ、常任理事国である独・伊がこれへの参

加を猛烈に働きかけ、その動きが非常任理事国にも広がっていたためである。

こうしたなかポーランド代表団のあいだでは調査委員会に入るのを避けようとする意見が強まった。この問題を協議したラチンスキ国際組織部長とグヴィアズドスキ参事官は、「方針に従って、代表団はポーランド政府がこの行動に参加しないと理解している」、「委員会はいわゆる九カ国条約（ワシントン：一九二二年二月）に署名した国々のみで構成されることになっているが、ポーランドの参加を求めるべきではないし、専門家として委員会に参加するつもりもない」という点で一致した<sup>(48)</sup>。この意見はザレスキ外相に伝えられ、その承認を受けたよう<sup>(49)</sup>で、駐仏ポーランド大使館から本省に対して「大臣の一般的な指示に従って、ポーランドを委員会に参加させる努力をするつもりはない」ことが伝えられた<sup>(50)</sup>。

この時期、関東軍は北滿進出を敢行し、錦州でも危機が高まっていた。こうした状況の下で調査委員会にノウハウれば、委員会の構成国として公の場で事変への態度を明らかにせねばならず、国際連盟の権威を守りつつ、日本との友好関係を保つとする基本方針の矛盾が表面化するのは不可避であった。その点でポーランド代表団の「方針に従って」参加を見送るとは、連盟の審議に深入りしないことでその矛盾を取り繕おうとするものであった。

しかし、年明け一月二五日から始まった第六六回理事会において、基本方針の矛盾はついに露呈する。日本の軍事行動がさらに拡大していったからである。

同月三日に関東軍が錦州を占領、そして上海でも日中両軍の衝突が始まるうとしているなかで開幕した第六六回理事会は、日本に対して厳しい内容の声明を发出する方向で動き出した。七日に米国國務長官ヘンリー・スティムソン（Henry Stimson）が、中国の領土保全および門戸開放原則、そして不戦条約に反する行動によってもたらされるいかなる現状変更もいっさい認めないとする覚書（スティムソン・ドクトリン）を日中両国政府に送付したこともこの動きを後押ししていた。

そうしたなかであつて、当初のザレスキ外相は従来どおり日本への好意的態度を維持しようとした。二七日の秘密会の席でザレスキ外相は、「条約尊重に關する日本代表の既存の声明を引用する」かたちのもので十分であり、新たな声明を出す必要はないとする意見を披露した。<sup>(83)</sup> またその翌日、理事会声明の起草に当たつた英国代表ロバート・セシル (Robert Cecil) が「國際連盟は暴力による解決を受け入れることはできない」とする一文を入れようとする、ザレスキ外相は異議を唱え、「連盟規約から生じる義務に反する手段についてのみ言及するようなかたちに緩和」した。<sup>(84)</sup> これは、回りくどい言い方をせずにはつきりと物事を言うほうがよいと考えるセシル英国代表をザレスキ外相が説得した結果であつた。<sup>(85)</sup> このほかにも、中国側が連盟規約第一五条の適用を求め、さらに問題を中国に有利となるであろう総会に移すよう求めた際も、外相はそれらを支持しなかつた。<sup>(86)</sup>

しかし他方で、ザレスキ外相は領土保全原則の尊重や連盟規約の遵守といった点まで譲るつもりはなかつた。満洲ではハルビンが占領され、上海での戦闘も拡大する様相を見せるなか、二月一六日午前の秘密会において理事会声明の最終調整がおこなわれた。この席で日本からの反発を危惧して「連盟加盟国が第一〇条に反して領土保全を侵害し、またその政治的独立を攻撃した場合、連盟加盟国はこれを有効かつ効力あるものと認めることはできない」とする一文を含む段落を問題視する意見が出ると、ザレスキ外相はエリック・コルバン (Erik Colban) ノルウェー代表とともにこれを削除することに反対した。ザレスキ外相は、「この段落は声明の主要な論点の一つを構成しており、これがなければ声明の意味は大きく失われる」として、当該段落を声明文に残すよう強く求めたのである。<sup>(87)</sup> 外相の意見は容れられ、同日午後、日本に対して警告的な意味を含む理事会声明が佐藤尚武日本代表に手交された。この理事会声明に激昂した日本外務省が二三日にきわめて厳しい調子の反駁回答を送付したことは、よく知られている。<sup>(88)</sup> このとき怒りの矛先はポーランドにも向けられた。日本国内では有和的な大国と強硬な中小国とを分けて後者を非難する論調が広がり、ポーランドもまた強硬な中小国の一つとして非難の対象となつた。こうした情勢は

ワルシャワのタデウシユ・シエツェル<sup>(87)</sup> (Tadeusz Schaezel / Schätzel) 東方部長からジュネーブに届けられた<sup>(88)</sup>。

本省からの一報を受けたザレスキ外相は驚愕した。日本との関係に細心の注意を払い、慎重な立ち回りを心掛けてきたこれまでの経緯からすれば、このような反応がもたらされるとは思いもしなかったであろう。ザレスキ外相は、「意味不明なニュース」と苛立ちを露わにし、「日本代表団は、我々の立場と議事進行について、また連盟理事会の比較的厳しい声明が米国の影響下で行動していた英国の要請でおこなわれた事実について、十分に知らされている」と返電するとともに、駐日公使館にも詳細を報告するよう指示した<sup>(89)</sup>。

ただ一方で、ザレスキ外相にまったく心当たりがないわけではなかったはずである。英国が中心となって準備した理事会声明とはいえ、日本の反発を危惧する意見を抑えて、領土保全原則や連盟規約の尊重を盛り込むことに賛成したのは他でもない外相自身だったからである。その点で二月二六日理事会におけるザレスキ外相の判断は、領土保全原則の尊重、さらにこれを義務として課す連盟規約の遵守こそがポーランドにとつての最重要問題であり、それらを犠牲にしてまで日本に歩み寄ることはしないという意思の現われであった。そして同時にそれは、連盟の権威を守りながら日本との友好関係も保つとする、ポーランドの基本方針が拡大する日本の軍事行動を前に行き詰まりつつあることを明らかにするものともなったのである。

## (2) 満洲国の建国と対日友好政策の動揺

一九三二年三月一日、関東軍主導の下で満洲国が建国され、領土保全原則が危機的状況にあることは誰の目にも明らかとなった。一方、五日にはワルシャワのベック副大臣から、「一二カ国声明(二月一六日理事会声明)に我が国が参加したことで、ジュネーブで困難な状況にある日本へのより表立った支援がなかったことから、日本の参謀本部が我が国の駐在武官に若干の失望と懸念を表明した」と、ポーランドの対応を非難する日本側の動向を知らせる

続報が入ってきた<sup>(4)</sup>。当の駐在武官ヘンリク・フロイアル・ライヒマン (Henryk Floyar-Rajchman) 少佐によれば、参謀本部による介入の真意は、次回臨時総会において日本を攻撃しないだけでなく、日本への積極的な同情を引き出す点にあり、したがって「次回総会での我々の立場には特別な器用さ、それ以上でないとしても、少なくとも丁寧な態度が求められる」というのである<sup>(5)</sup>。だが、事ここに至ってこれまでのように国際連盟と日本のあいだで際どい綱渡りを巧妙に演じつつけるのは至難の業であった。

実際、三月三日から開幕した臨時総会におけるポーランドの対応は混乱し、中途半端なものとなった。まず八日の一般討論演説に臨んだザレスキ外相は、領土保全原則の尊重や連盟規約の遵守を前面に打ち出し、その重要性を言明した。すなわち、ポーランドは平和の維持と加盟国の権利尊重の確保のために連盟が行使できる権限を強化する運動を常に最も強く支持してきた国の一つであると述べたうえで、次のように訴えたのである<sup>(6)</sup>。

改めて明言しておくべきは、たとえ他国に対する不満がどれほど正当なものであっても、国際連盟規約は国家に対して第一二条に規定された平和的手段以外の方法で救済を求めることを認めていないということである。また、パリ条約〔不戦条約〕および国際連盟規約第一〇条にも言及すべきであり、国際連盟規約およびパリ条約に反する手段によってもたらされた変更は、国際連盟加盟国の承認を得られないということを確立すべきである。私は、同僚各位にこうした方針にもとづく声明の策定にくわわるよう呼びかけ、そのような声明が総会に代表を送るすべての国の支持を得ると信じている。

しかし、こうした一般原則の強調が日本側の、とくに軍部の神経を逆なですることは、総会直前の露骨な介入からも十分認識していたはずである。だからこそであろう、一般討論演説の前日にザレスキ外相は佐藤尚武日本代表

のもとを訪れ、「その内容をよく理解してもら」うため自ら説明をおこない、演説が日本に与える悪印象をできるだけ和らげようと努力もしていた。<sup>(64)</sup>それは、なおもポーランドが日本との友好関係を保つという目標をあきらめられずにいたことを示している。

このように臨時総会におけるポーランドの対応は動揺し、一貫性を欠いた。それは、日本の軍事行動がいつこうに止まる気配を見せないなかで、日本との友好関係を求めれば領土保全原則や連盟規約が踏みにじられるのを容認することにつながり、それら一般原則の尊重を求めれば日本との関係が悪化するというように、国際連盟の權威を守ることに日本との友好関係を保つことは、明確に相容れない関係になっていたからである。しかし、それにもかかわらず、これまでと同様に基本方針を追求しようとしたことが混乱と動揺を招いた。

これら一連の混乱については、ポーランド自身も認めるところであった。三月二三日付グヴィアズドスキ臨時代表の報告書は、臨時総会における一般討論演説に至る経緯を次のように記している。<sup>(65)</sup>

ポーランドの見解をまとめることはきわめて困難であった。なぜなら、一方で他の演説者のように日本に反対の声をあげることが不可能であり、他方で将来に向けて何らかの前例が生まれる可能性のあるこのような重要な議論において、我々にとって重要ないくつかの原則を強調しないこともまた不可能だったからである。

このほかにも報告書のなかには、臨時総会が「〔国際連盟規約〕第一〇条の威信を強化する貴重な遺産となるだろう」といった記述や、三月一日臨時総会決議がスティムソン・ドクトリンや二月一六日理事会声明を再確認したことは「ポーランドの視点から完全に有益である」といった記述が見られる一方で、それらが「日本にとって不都合」であるとも記されており、領土保全原則の尊重や連盟規約の遵守をめぐって日ポ両国の見方が完全に対立し

ていることを認めている。

こうしたなかポーランドは沈黙を選択することで従来の基本方針を維持しようとした。一般討論演説後のポーランドは、臨時総会決議を作成するための起草委員会にもくわわらず、三月一日臨時総会決議によって新たに発足した一九九国委員会でもほとんど発言しなかった。とくに一九九国委員会では日本に宥和的な大国と強硬な中小国が争う構図が見られたが、ポーランドはどちらにも与せず、沈黙を守り抜いた。同じ報告書のなかで「ポーランド側の最も賢明な戦術はこの戦いに干渉しないことであつた」と記されているように、一般原則を強調しつつも、具体的な事案である満洲事変に関してはその態度を明らかにしないことで、ポーランドは何とか臨時総会を乗り切つたのである。

### (3) 対日友好政策の修正とすれ違つ日波関係

もつとも、沈黙という戦術は事実上、従来の基本方針を修正するものであつた。それは、日本との友好関係を促進するというよりも、日本との決定的な対立を防止することに重点を置くものだつたからである。領土保全原則や連盟規約の重要性を言明した以上、ポーランドと日本の立場が相反することは明らかであり、それゆえ同国が日本の行動を積極的に擁護することは不可能であつた。ポーランドとしては、連盟の審議にできるだけ関与しないようにして満洲事変に対する態度表明を回避し、日本との関係悪化を防ぐことだけであつた。

一方、日本側もそうしたポーランド側の事情を察していたように思われる。事変の審議が総会に移されたことで日本外務省内では中小国対策の必要性が意識されるようになったにもかかわらず、ポーランドへの働きかけをおこなっていないからである。これまでの経緯からすればポーランドが含まれていてもおかしくないと、中小国のなかで日本が頼りにしたのはベルギー、チェコスロヴァキア、ギリシャの三方国であり、同国には依頼が出されな

かった。史料が無いため確たることはいえないが、日本外務省からそのような打診がなされなかったことは、ポーランドが日本から距離を置くようになり、同省もまたそうしたポーランド側の事情を理解していたことを推測させる。

ところが、一九三二年一〇月二日に調査委員会による報告（リットン報告）が公表され、臨時総会の審議が近づくと、日本側から積極的なアプローチが開始され、ポーランドはその対応に苦慮することになった。たとえば、一〇月に日本は丁士源將軍を長とする使節団を欧州に派遣して満洲国承認運動をおこなわせることとし、ポーランドでも運動を展開したが、ポーランド側はこれに困惑した。十一月三日、ウルシャワに到着した丁將軍は満洲国執政溥儀の親書をイグナツィ・モシチツキ（Ignacy Mosicki）大統領に奉呈しようとし、対応に窮したシエツェル東方部長は欧州各国に駐在する大公使に対して、「親書を大統領官邸長に提出」させたこと、「ポーランド政府は満洲国を承認していないため、彼は非公式に扱われている」ことを伝えたいと、現地政府がどのように受け入れるかを問い合わせた。結局、シエツェル東方部長は、ベック外相との会談は就任したばかりで多忙との理由で断り、もちろんピウスツキ元帥との面会も許さなかった。木下武雄駐ポーランド臨時代理公使が報告するように、ポーランド側は「私的ニハ歎待ヲ尽シタルカ公ニハ努メテ丁ト接触スルヲ避ケ其ノ状恰モ腫物ニ触ルル」かのような対応に終始したのである。<sup>(1)</sup>

また、同月八日には国際連盟日本代表としてジュネーブに向かう途中の松岡洋右がウルシャワを訪問してきたが、これにも前向きに対応しようとしなかった。翌日、ベック外相との会談に臨んだ松岡が「若シ来ルヘキ連盟総会ニ於テ満洲問題ニ関シ波蘭カ日本ノ行動ニ援助ヲ惜マサルニ於テハ日本国民ノ感謝如何許リナランヤト述ヘ」たのに対して、外相はそもそも自身のジュネーブ行きも未定であり、「波蘭ハ満洲問題ノ如キ複雑且十分了解セサル紛争ニハ成ル可ク手ヲ出ササル方針ナリ」としか答えず、言質を与えなかった。<sup>(2)</sup>このとき松岡は、ラチンスキ公使にも

「面会し、「ジュネーブで日本への同情を示すことへの希望を表明した」。だが、ベック外相と同様、公使も「私たちも日本に対して最も親しみを感じている」といった当たり障りのない挨拶で応じ、正面からの回答を避けた。<sup>(25)</sup>

このち一二月六日から臨時総会が開催されたが、ベック外相はジュネーブには行かず、ヤン・シェンベク (Jan Szebnek) 副大臣を派遣した。そして六日から八日にかけておこなわれたリットン報告に対する各国の一般討論演説において、シェンベク副大臣は「ポーランドは、両国が切実に必要としている心の平和が両国間に回復することを切に願っている。国際連盟加盟国であり、ジュネーブ条約に体现された平和の理想に献身するポーランドは、この成果を達成するために全力を尽くす義務を負っている。ポーランドは、他の国々とともに、極東の正常な情勢を回復しようとする国際連盟の努力を心から支援する決意である」と述べるにとどまった。<sup>(26)</sup> リットン報告を評価し、日本を非難する中小国の論調には同調せず、かといって日本を積極的に擁護することもない、ただ平和を求める一般論を表明したに過ぎないこの演説は、ベック外相の指示によるものであった。<sup>(26)</sup>

このように曖昧な態度をとりつつけるポーランドは、連盟の審議からだけでなく、日本からも距離を置いた。日本もこうしたポーランドの立場を理解できないわけではなかったが、しかしそれでも同国へのアプローチをつづけるを得なかった。「穩健分子」と位置づけてきたチェコスロヴァキアなども結局は頼りとならず、ポーランドに依頼するほかなくなっていたためである。

だが、ポーランドが日本に手を差し伸べることはなかった。一二月九日、臨時総会は一九方国委員会に報告書の作成を委嘱したが、委員会と日本は満洲国の承認をめぐる折り合いがつかず、両者の対立は抜き差しならないものになっていった。これを打開すべく年明けからエリック・ドラモンド (Eric Drummond) 事務総長と杉村陽太郎事務次長のあいだで交渉がおこなわれ、一月二日に「ドラモンド・杉村試案」が作成された。このとき杉村はラチンスキ公使を訪れて、試案にもとづく小委員会の構成国としてポーランドが入ることが可能かどうか暗に打診

した。

ラチンスキ公使の見るところ、杉村は「過激派グループの代表、ベネシユ〔チェコスロヴァキア〕、マダリアガ〔スペイン〕、ウンデン（スウェーデン）、がメンバーになることを望んでいない。また、スイス代表〔モツタ〕も望んでいない。しかし、ポーランド代表がくわわることは望んでいないようである」<sup>(7)</sup> ったが、公使は明確な回答を与えなかった。あくまでも連盟職員であつて日本代表団の一員ではない杉村は、報告的な態度でのみ発言し、まったく主張しなかつたため、公使にとつて立場を示さないのは容易であつた。結局、「ドラモンド・杉村試案」は功を奏さなかつたこともあり、その態度を明らかにする必要はなくなつたが、ポーランドにはそもそも日本を支援する意思などなかつた。

二月に入つて一九カ国委員会と日本との妥協が絶望的となるなか、ポーランドは総会に提出される予定の委員会報告書への対応を検討した。このときラチンスキ公使は、報告書が全会一致で採択されるのは日本代表団も覚悟しているところで、ポーランドが賛成に回つたとしてもそれが日本から非友好的行為とみなされることはないとして、賛成票を投じるよう具申した。そしてそのうえでさらにつづけてこう述べた。<sup>(8)</sup>

通常、我々は態度を保留するが、報告書を採決する際には総会で声明を出さなければならぬと思われる。これまででのポーランドの演説は、ザレスキ〔前〕外相と、最近では一二月のシェンベク副大臣の両方ともで、極東の例外的かつ個別的な状況を指摘し、和解の必要性を強調してきた。現在の状況では、そのような論旨は時宜を得たものではないだろう。

対して厳しい情勢のなか連盟脱退を決意するに至つた日本は、ポーランドへの不満を口にした。アントニ・ヤジ

ゼエフスキ<sup>(9)</sup>(Antoni Jazdzewski) 駐日臨時代理公使と会談した白鳥敏夫情報部長は、「国際連盟は日本にとってまったく不要」であるばかりか、「極東にまったく利害関係のない『チエコスロヴァキアやグアテマラ』のような『小国』の意見に気を配るといった不必要な負担を日本に負わせてきた」と強い調子で連盟批判を展開したあと、恨みがましい口調でこう付け加えた<sup>(10)</sup>。

日本は極東に直接的な利害を持たない国のなかでポーランドに最も満足している……しかし、ときにはもっと積極的に日本の主張を支持できたのではないか。

二月二四日、満洲事変を審議するための最後の臨時総会が開かれた。総会ではとくに発言の機会はなく、ポーランドはリットン報告を基礎とする報告案に黙って賛成票を投じた。報告案は賛成四二、反対一で採択、これを受けて日本代表団は議場から退場した。一方、ポーランド代表団は議場にあつて、去り行く日本の姿をただ静かに見送つたのである。

### 三 日本 of 国際連盟脱退と対日友好政策への回帰

一九三三年三月二七日、日本は正式に国際連盟から脱退することを通告した。しかし、これによって連盟が満洲事変から完全に手を引いたわけではなかった。臨時総会は、連盟規約第三条第三項にもとづいて諮問委員会を設置し、事変の推移を監視するとしていたからである。しかも、この諮問委員会では脱退後も日本を追及し、制裁を科すことに固執する中小国が勢いを増していた。

三月一五日、第一回目の会合を開いた委員会は、クリスチャン・ランゲ (Christian Lange) ノルウェー代表を委員長に選出したあと、二つの小委員会を設置した。一つは、日中両国に対する武器禁輸措置に関する小委員会であり、もう一つは、二月二四日臨時総会採択の報告書第四部第三節で述べられた満洲国不承認に関する小委員会であった。前者は、英国がこれを提言したことに端を発するもので、後者は、満洲国が万国郵便連合に加盟申請したことに対応するものであった。

これに対してラチンスキ公使は、「大臣の指示に従い、私は日中紛争において大臣が示した行動方針をこれまでどおり堅持し、いずれの小委員会にも参加することは賢明ではないと考えている」と本省に伝えた。<sup>(43)</sup> このとき公使は、とくに武器禁輸措置に注目し、中小国の動きを警戒した。「小国は、大国に対して、日本にのみ一方的な禁輸措置を適用するよう求めるだろう」と予測されたからである。さらに、もしそれが成功した場合、「日本は中国への武器供給を阻止するために中国沿岸を封鎖することで対応するにちがいない」<sup>(44)</sup>、「日本のそのような声明は中国に対する宣戦布告に相当し、大国はそれに応じざるを得なくなる」。「制裁を科すことで規約に『百パーセントの価値』を与えようとする『過激派』諸国が考え、達成したいと願っている」ことは日本と大国の戦争である、と公使は見た。<sup>(45)</sup>

本省もまた、日本との関係を決裂させかねない中小国の動きに同調するつもりはなかった。三月二八日の委員会後、ポーランド代表団から武器禁輸措置への対応を請訓されると、シェンベク副大臣は「我々は禁輸措置に対して強硬な姿勢をとったり、この問題に積極的に取り組んだりするつもりはない」と回訓した。<sup>(46)</sup>

くわえて、副大臣からの回訓には、それだけにとどまらず、極秘情報として次のような内容も含まれていた。<sup>(47)</sup>

中国には独自の軍需産業がほとんどないため、中国に武器を輸出する大きな可能性がある。この目的のために、

「SEPPENWE」(ワルシャワの軍需産業公社)は数年前から、「上海ワルシャワ株式会社」の名前で上海に駐在員事務所を構えてきた。しかし、日本にも武器を輸出する可能性があり、最近日本は、代理店を通じて我々に接触し、ポーランドの軍需品や兵器の生産能力について尋ね、我々の提案を検討する用意があると表明した。

ここには、日本への武器輸出を密かに検討するポーランド側の動きがはつきりと記されている。それもジュネーブにおいて日本への武器禁輸措置が議論されているさなかのことである。これを要するに、ポーランドは、脱退後も日本への追及の手を緩めない中小国に同調しないばかりか、そうした中小国の態度を後目に日本への再接近を図ることも視野に入れていたのである。

もつとも、ポーランドは対日接近策をすぐに実行に移したわけではない。同じ回訓のなかで、「各国の立場が合意されるのであれば、我々は一般的な団結から離脱するつもりはない」と指示しているように、審議の状況を慎重に見きわめるつもりであった。結局、武器禁輸措置は最初に提言した英国がすぐに撤回し、委員会でも議論を延期することになったため、ポーランドはその態度を明らかにせず済んだ。<sup>(47)</sup>

一方、満洲国不承認の問題は議論が進み、諮問委員会の審議を経て、六月一四日に国際連盟事務総長名で満洲国不承認に関する通達が各国に送付されることが決まった。これを受けてシエンベク副大臣は、ラチンスキ公使に対して、「この通達に対する他の国々の態度、とくに諮問委員会に代表がないために通達の内容に影響を与えることができなかった国々の態度」を知らせるよう指示した。<sup>(48)</sup> 諮問委員会の構成国以外に送付された通達には、この件に関する決定をできるだけ早く回答するよう求める一文が挿入されていたからである。<sup>(49)</sup>

七月二一日、ポーランド代表団から、現時点ではキューバ以外からの回答はないこと、したがって連盟事務局はキューバ以外の国々については通達の勧告を黙認したとみなす立場を採用したことを伝える報告が上がってきた。<sup>(50)</sup>

これに対してグヴィアズドスキ国際組織部長は、通達に対する各国の反応について、「大国の態度、とくに米国のそれ」を報告するよう再度指示した<sup>(91)</sup>。その後、諮問委員会を構成した国は、別途通知をしない限り、通達の勧告を受け入れたとみなすという一文により、英仏など大国は回答していないこと、オブザーバーとして同委員会に参加していた米国も同様に回答していないことが判明した<sup>(92)</sup>。

最終的に連盟加盟国のうち通達に回答したのは、諮問委員会構成国ではコロンビアとメキシコの二カ国、非構成国ではチリ、キューバ、ハイチ、インド、ニカラグア、南アフリカ、タイ、ヴェネズエラの八カ国で、合計一〇カ国にとどまった<sup>(93)</sup>。そして大半の国がそうしたように、ポーランドも回答しなかった。ポーランドは、武器禁輸措置と同様、満洲国不承認問題でも各国の動向を横目に見つつ、自国の態度をできるだけ明らかにしないよう努めたのである。

こうしたなか、一九三五年三月二七日を迎えた。脱退通告から二年が経過し、日本は連盟規約第一条第三項（「連盟国ハ、二年ノ予告ヲ以テ連盟ヲ脱退スルコトヲ得」）にもとづいて国際連盟から脱退した。これに合わせてジョセフ・アヴノル（Joseph Avenol）事務総長は、「脱退が現実のものとなった今、日本と国際連盟とのあいだの法的関係はすべて消滅する。日本はもはや国際連盟に対して権利も義務も持たない……私自身としては、日本と国際連盟の関係を損なうようなことはいっさいおこなわない決意である」と語った<sup>(94)</sup>。脱退によってこれまでの決議の履行から解放されるともとれる事務総長の発言に、中国は連盟規約第一条第三項但書（「但シ脱退ノ時ニ其ノ一切ノ国際上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス」）を持ち出して抗議したが、アヴノル事務総長は「日本が規約第一条に違反したかどうかの問題はもっぱら理事会または諮問委員会の権限の範囲内である」と回答した<sup>(95)</sup>。だが、理事会でも諮問委員会でもそれが取り上げられることはなかった。こうして日本の脱退とともに連盟における満洲事変の審議はうやむやとなった。

一方、日本の脱退後、日ポ両国の関係は再び接近し始める。日本が脱退したことで連盟規約の遵守といった一般原則の問題は後景に退き、さらにポーランドも、ベック外相の下、「均衡政策」を全面的に展開するようになったからである。<sup>(96)</sup> 以後の日ポ関係は勢力均衡原理によって大きく規定されるようになり、ソ連を共通の敵とする両国は、ドイツ要因を抱えながらも、両国公使館の大使館昇格（一九三七年一月）やポーランドによる満洲国の承認（一九三八年一月）といったかたちで具体的な接近を見せていくことになるのである。<sup>(97)</sup>

## おわりに

本稿の目的は、満洲事変に対するポーランドの対応を分析することを通じて、欧州中小国が事変をどのように認識していたのか、その一端を解明することであった。本稿の分析から中小国の認識ついて指摘できるのは以下の三点である。

第一に、中小国も個別の利害を抱えており、自国の利害と満洲事変を結びつけて捉える視点を持っていたことである。ポーランドが対ソ関係や少数民族問題の観点から日本に好意的態度をとると決定したことは、そうした中小国の認識のあり様を端的に示している。それは、一見すると無関係な問題どうしであつても両者を結びつけ、自国に有利な取引に持ち込もうとする中小国のしたたかな外交感覚の現われであった。

しかし第二に、中小国にとって、領土保全原則の尊重や国際連盟規約の遵守といった一般原則は、個別の利害を超える重要性を持っていたことである。戦火が拡大するにつれてポーランドはそうした一般原則を打ち出す方向に軸足を移し始め、第一次上海事変や満洲国建国といった出来事が重なった一九三二年三月の臨時総会ではそれははっきりと表明するようになった。さらに同年九月の日本による満洲国承認後には、日本に手を差し伸べることも

なくなつた。中小国のなかで最も宥和的であつたポーランドでさえ、自衛権の範疇を遙かに超える日本の軍事行動を容認することはできなかったのである。

そして第三に、日本の連盟脱退は、大国だけでなく、中小国にとつても受け入れられる結末だつたことである。ポーランドが最も恐れたことは、自国が被侵略国となつたとき、満洲事変を先例として侵略国の行為が国際的な承認を受けることであつた。したがつて、日本の脱退という結末は、事変が国際的な承認を得られなかつたことを意味するものであり、ポーランドにとつて満足できるものであつた。ポーランドが脱退通告直後からその態度を緩和させ、日本への再接近さえ考慮に入れることができたのも、それゆゑであつた。

こうしたポーランドの態度は必ずしも例外とはいえないであろう。満洲国不承認に関する通達に大半の国が回答しなかつたことは、そのことを物語っている。脱退後も日本を追及しようとする空気は次第に薄れ、ポーランドと同様に、各国も互いに他国の動向に合わせて突出した行動を避けるようになった。事変の影響が欧州には及ばないことを確定させたことで中小国は満足したのである。<sup>98)</sup>

これらの点を踏まえて、連盟脱退回避の可能性とその限界、さらに協調のための脱退論について考えてみたい。まず第一の点は、連盟脱退回避の可能性がこれまで考えられていた以上に大きかつたことを示す。それは、大国だけでなく、中小国とのあいだでも取引の可能性があつたことを明らかにするものだからである。さらにこれによつて大国に対する中小国の圧力は弱まり、日本との取引を進めたい英仏の動きが促進される可能性もあつた。実際、当初日本に最も宥和的であつたフランスは、「ポーランドが日本の側についたことに感謝の意を表し」<sup>99)</sup>ていた。

一方、第二の点は、従来から指摘されてきた連盟脱退回避の限界を確認する。領土保全原則の尊重や連盟規約の遵守といった一般原則とまつたく相容れない満洲国建国やその承認といった一方的行動は、日本に最大限の好意を示すとしたポーランドであつても到底容認できないものであつた。一九三二年一二月に再開される臨時総会を前に

してチエコスロヴァキアのエドヴァルド・ベネシユ (Edward Beneš) 外相が、「何レノ国ノ代表者ト雖日本政府ヲ支持スル如キ発言ヲ為ス勇氣アルモノナカル可」しと漏らしているのは象徴的である。満洲国建国とその承認によって「満洲発展と国際協力との間の絶妙なバランスは……もはや到底保持されることは出来なくなった」とする先行研究の指摘は、国際連盟の権威を守ることと日本との友好関係を保つことの二つの目的を両立できなくなっていたポーランド外交と重なる。

最後に第三の点は、協調のための脱退論を少なくともその結果において支持する。ポーランドを分析対象とする本稿からはどの時点から日本が協調のための脱退を考慮し始めたのかは明らかにならなかった。しかし、一時冷え込んだポーランドとの関係も脱退通告後には改善に向かう兆しを見せたように、日本が連盟の枠外に出たことで逆説的に協調が可能となった点については確認した。そして日ポ関係は、協調のための脱退で期待された大国との関係以上に進展していくことになる。その点で、たしかに「満洲事変以来の対外危機は、国際連盟脱退を転機として、沈静化の方向に向かつていった」のである。

以上本稿では、満洲事変期のポーランド外交を分析することを通じて、事変に対する欧州中小国の認識に迫ることを試みた。その試みが不十分であることは否定できない。当然のことながら、ポーランドの事例を中小国全般に敷衍することはできないからである。ただ、それでも幾らかの手がかりを得ることはできたのではないかと考えている。二国間外交から国際連盟を中心とした多国間外交へと変化しつつあった戦間期において、日本は欧州中小国にどのようにアプローチしようとし、それに対して中小国側はいかなる反応を示したのか、ひきつづき日ポ関係を糸口としてこれらの課題に取り組んでいきたい。

【付記】本稿は、日本国際政治学会二〇二五年度研究大会・分科会E-1における報告をもとにしたものです。分

科会責任者を務めてくださった鳥瀉優子先生、吉田真吾先生、司会を務めてくださった羽場久美子先生、討論者を務めてくださった伊藤頌文先生、樋口真魚先生をはじめフロアから貴重なコメントをくださった先生方に心より感謝申し上げます。また、本稿で引用したポーランド語史料に関して、ワルシャワ大学アジア・アフリカ文化学部（旧東洋学部）のエヴァ・パワシュユルトコフスカ先生とカタジナ・スタレツカ先生から格別のご支援とご教示を賜りました。記して感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費JP24K00234およびJP24K04749の助成を受けたものです。

## 注

- (1) 井上寿一『危機のなかの協調外交―日中戦争に至る対外政策の形成と展開』（山川出版社、一九九四年）第一章を参照。
- (2) 以上の点は、たとえば、日本外交史研究の基本資料となる『日本外交文書』を参照すれば明らかである。満洲事変が国際連盟で審議されている時期でさえ、同文書に掲載された中小国との直接のやり取りを示す電報の数はわずかしくなく、それは当時の日本外交が中小国の存在を軽視していたことを示している。しかし当然のことながら、そのことと中小国が日本をどのように見ていたのかは別の問題であり、中小国側の視点から事変や事変期の日本外交を捉えてみたいというのが本稿の意図である。
- (3) 戦前の日ポ関係を知るうえで最も有用なのが、エヴァ・パワシュユルトコフスカ／アンジェイ・タデウシュ・ロメル（柴恵理子訳）『日本・ポーランド関係史1904-1945』増補改訂（彩流社、二〇一九年）であり、満洲事変に対するポーランドの対応についても、同書、二〇七～二二二頁で叙述されている。ただし、同書は日本の対ポーランド政策に分析の主眼を置いた、Ewa Palasz-Rutkowska, *Polityka Japonii wobec Polski 1918-1941*, Nozomi, 1998 をもとにしているため、ポーランド側の動向に関する記述は最小限にとどめられている。このほかに、日ポ関係を中心に一九三〇年代の国際政治史を描いた、阪東宏『世界のなかの日本・ポーランド関係 1931-1945』（大月書店、二〇〇四年）があるが、主に分

- 析されてくるのは満洲事変以降の時期である。なかでポーランド側の文献として、Stanisław Sierpowski, „Konflikt o Mandzurię w LN w latach 1931-1933”, w: *tegoż. Liga Narodów w Latach Kryzysu 1929-1946*, Tom I, Wydawnictwo Naukowe UAM, 2023 を参照した。
- (4) 外務大臣：一九二六年九月二五日～一九三二年一月一日。以下、本稿が扱う時期のポーランド外交官の人事情報に関し、Krzysztof Smolana, oprac., *Urzednicy Slużby Zagranicznej Rzeczypospolitej Polskiej 1918-1945: Przewodnik biograficzny*, Tom I, Naczelna Dyrekcja Archiwów Państwowych i Ministerstwo Spraw Zagranicznych, 2020, Tom II, 2022, Tom III, 2023 を参照。
- (5) Bez tytułu i autor nieznanzy, 14 października 1931, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko-japoński o Mandzurię, interwencja i obrady Rady Ligi Narodów. Raporty delegacji, materiały Ligi, aide memoranda delegacji chińskiej i japońskiej; projekt rezolucji, korespondencja”, sygnatura: 2/513/0/-226, Archiwum Akt Nowych w Warszawie (AAN) .
- (6) 国際連盟ポーランド代表部特命全権公使：一九二六年一月一日～一九三三年三月二二日。
- (7) Zaleski do Sokala, 14 października 1931, w „Zatarg japońsko-chiński o Mandzurię. Spór fińsko-angielski o statki handlowe. Raporty, korespondencja, druki.”, sygnatura: 2/322/0/4/2/1771, AAN.
- (8) とくにザレスキ外相の訓令に見られるウクライナ問題に関して、安井敦浩『リガ条約―交錯するポーランド国境』（群像社、二〇一七年）、安齋篤人『ガリツィア全史―ウクライナとポーランドをめぐる歴史地政学』（合同会社パブリフ、二〇二四年）第五章～第七章を参照。
- (9) この点を最も端的に示すのが駐日ポーランド公使館付武官の報告である。報告は、「極東の安全の基礎である日本に反対して中国の混乱を助長するなどあり得ない。そうすることは、ソ連に地歩を譲ることになるだろう」として連盟の介入に否定的な見解を示し、このことをザレスキ外相に伝えるよう訴えてくる（[Henryk] Floyar-Rajchman do Szefa Oddziału II Sztabu Głównego w Warszawie, 7 listopada 1931, w „Materiały dotyczące Japonia.”, sygnatura: 2/1190/0/1.2/616/158, AAN）。これに対して、より戦略的な見方も存在した。駐トルコ・ポーランド大使館の報告は、以

下のような予測を示して、その点を明らかにしている。「ロシアは、必然的に満洲における日本の政策に対して明確な立場をとらざるを得なくなるだろう。クロバトキンとロジェストヴエンスキーの運命を鮮明に覚えているモスクワが、極東での争いに巻き込まれる可能性は低いように思われる。しかし、いずれにせよ、ロシア軍が極東での出来事に長期間にわたって集中するであろうことは確実であると考えられる。これは国際チェス盤におけるロシアの立場に深刻な影響を与えるだろう。我々に聞かしていえば、これは我々の政治的状况に大きな安心をもたらさだろう」〔Kazimierz〕 Olszowski do Pana Ministra Spraw Zagranicznych, 12 października 1931, w „Zatarg japońsko-chiński o Mandżurię. Raporty, korespondencja, druki. Tom I”, sygnatura: 2/322/0/4.2/1772, AAN)。<sup>11)</sup> おそらくピウスツキ元帥ら政府首脳部は後者のより戦略的な見方に立つて動いていたように思われる。実際、元帥が構想する「均衡政策」(ポーランド自身のイニシアチブで独ソ両国との関係を調整する政策)の実現に乗り出していたポーランドにとつて、満洲事変は好都合であった。一九三一年一月にポーランドはソ連に対して不可侵条約の締結を提起していたが、事変の勃発によつてソ連指導部が消極的な態度を一変させたことで、翌年七月に条約の締結に漕ぎつけることができた(寺山恭輔「ソ連の不可侵条約政策―日本とピウスツキのポーランド」『西洋史研究』新輯第五二号、二〇一三年)。

- (10) シロンスク地方における少数民族問題と日本外交の関係については、篠原初枝「国際連盟外交―ヨーロッパ国際政治と日本」井上寿一編『日本の外交』第一巻(岩波書店、二〇一三年)所収および、同「国際連盟理事会における安達峰一郎」柳原正治・篠原初枝編『安達峰一郎―日本の外交官から世界の裁判官へ』(東京大学出版会、二〇一七年)所収を、グダンスク自由市問題と日本外交の関係については、渡邊公太「外務省『連盟派』と第一次世界大戦後のヨーロッパ安全保障―ダンツイヒ自由市問題を事例として」『帝京大学文学部紀要』第五二号(二〇一二年三月)所収をそれぞれ参照。このほか、国際連盟における少数民族(少数者)保護のあり方全般について論じた、篠原初枝「国際連盟と少数民族問題」なぜ、誰が、誰を、誰から、どのようにして、保護するのか」『アジア太平洋討究』第二四号(二〇一五年三月)所収も参照。

(11) Sokal do Zaleskiego, 15 października 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1772, AAN.

(12) 外務副大臣：一九三〇年二月六日～一九三一年一月一日↓外務大臣：一九三二年一月二日～一九三九年九月三日。

- (13) Józef Beck, *Wspomnienia o Polskiej Polityce Zagranicznej 1926-1939*, oprac. Anna M. Cienciala, wprowadzenie Marek Kornat, Wydawnictwo Arkadiusz Winięta, 2015, s. 59-60.
- (14) ザレスキ外相が米国や西欧諸国との関係を重視し、国際連盟を基軸とした集団安全保障政策を追求したのに対して、ドイツに同情的な態度を示す英米に不信感を募らせたピウススキ元帥は、「均衡政策」を志向するようになり、その実施を委ねるため一九三〇年二月に側近のベック大佐を副大臣として外務省に送り込んだ (Joshua D. Zimmerman, *Józef Piłsudski: Founding Father of Modern Poland*, Harvard University Press, 2022, pp. 439-444)。副大臣に就任したベックは人事権を握って省内を掌握し、次第に孤立したザレスキは一九三二年一月に辞職。ベックはその後任として外相に就任した (Marek Kornat i Mariusz Wołos, *Józef Beck: Biografia*, Wydawnictwo Literackie, 2020, s. 221-228, 260-264)。以上の点に関してピウススキの日記<sup>17</sup> Piotr Wandycz, *Z Piłsudskim i Sikorskim: August Zaleski, minister spraw zagranicznych w latach 1926-1932 i 1939-1941*, Wydawnictwo Sejmowe, 1999, s. 130-147 中参照。
- (15) これらにくわえて、ポーランドは一九三二年一〇月の国際連盟理事会非常任理事国選挙も再選をねらっており、満洲事変への好意的態度を引き換えて日本からの再選支持も期待するものになつていく (Instrukcja podsekretarza stanu dla poselstwa w Tokio w sprawie reelekcji Polski do Rady Ligi Narodów, Podsekretarz Stanu do Tokio, 22 października 1931, *Polskie Dokumenty Dyplomatyczne (PDD) 1931*, dok. 256)。ただし、一方でそれが中国からの支持の喪失につながるのではないか<sup>18</sup>と理解しつつも (Notatka Wydziału Organizacji Międzynarodowych na temat wyboru Polski do Rady Ligi Narodów w 1932 roku, 3 grudnia 1931, *PDD 1931*, dok. 303)。
- (16) Sokal do [Mariana] Szumlałakowskiego, 15 października 1931, sygnatura: 2/513/0-/226, AAN.
- (17) Sokal do Zaleskiego, 15 października 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1772, AAN.
- (18) 海野芳郎『国際連盟と日本』(原書房、一九七四年)一九三頁を参照。
- (19) Sokal do Ministerstwa Spraw Zagranicznych w Warszawie (MSZ), 24 października 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1772, AAN.
- (20) Sokal do Zaleskiego, 30 października 1931, w: Zatarę japońsko-chiński o Mandżurię, Raporty, korespondencja,

- druki. Tom II. ; sygnatura: 2/322/0/4.2/1773, AAN.
- (21) Ibid.
- (22) Sokal do MSZ, 3 listopada 1931. [Alfred] Chlapowski do MSZ, 5 listopada 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1772, AAN.
- (23) Beck do Szanghaju, 5 listopada 1931, ibid.
- (24) 一九三一年一月六日付在ポーランド国河合公使発幣原〔喜重郎〕外相宛電報、『日本外交文書』満洲事変第一巻第三冊事項八・四四一文書。
- (25) Comptes-rendu de la séance secrète, tenue le mercredi, 18 novembre 1931, à 11 heures au Quai d'Orsay, Paris, Minutes of the secret meetings of the Council (Sino-Japanese conflict) (Paris), R6228/4/9887/2385/3, League of Nations Archives, United Nations Office at Geneva (LNA) .
- (26) Rozmowa Raczyńskiego i Gwiazdoskiego z Sugimurą, 18 listopada 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1773, AAN.
- (27) 政治経済局国際組織部長：一九三一年五月一日～一九三二年一月七日↓国際連盟ポーランド代表部特命全権公使：一九三二年一月八日～一九三四年一〇月三十一日。
- (28) 国際連盟ポーランド代表部参事官：一九二六年一月二日～一九三二年二月三〇日(臨時代理公使：一九三二年四月一日～一月八日) ↓政治経済局国際組織部長：一九三三年一月一日～一九三四年一月一日。
- (29) Rozmowa Gwiazdoskiego z Sugimurą, 19 listopada 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1773, AAN.
- (30) Supra note 20.
- (31) Ibid.
- (32) この点に関して、ソカル公使が根拠としてあげるのは、国際連盟規約第二一条の執行に関する一九二七年二月の国際連盟理事会委員会の報告である。同報告は、第一一条のもとで国際連盟のとるべき行動について、戦争の脅威が差し迫っている場合、理事会は平和維持のため、現状を変更するような性質を持つすべての動員措置、あるいはその他同様の軍事的準備の放棄とともに、「理事会が設定した中立地帯への双方の軍隊の撤退」を勧告することとした (Report of the Committee of Three Members of the Council Committee, 21 February 1927, Execution of Article 11 of the Covenant, Report of

- the Committee of Three Members of the Council Committee, February 1927, R283/8/57552/57552, LNA)。
- (33) Naczelnik Wydziału E. Raczynski do Pana Ministra Spraw Zagranicznych na ręce Pana Dyrektora M. Szumłakowskiego, 12 listopada 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1773, AAN.
- (34) Rozmowa Ministra Spraw Zagranicznych z Posłem japońskim, 12 listopada 1931, ibid.
- (35) Minutes of the 65th Session of the Council, 21 November 1931, Minutes of the 65th session of the Council, September-December 1931, R3330/1/4/31333/2385, LNA.
- (36) Supra note 20.
- (37) このとき芳澤は、軍事行動が満鉄沿線を超えて拡大する可能性があるとの情報に接して、「比例ノ取レサル自衛論ノ如キハ到底第三者ノ容認セサル処タルハ明白」であるとして「帝国理事ハ此上理事会ニ出席シ難キコトトナルヘシ」と本省に訴えていた(一九三二年一月一日付在ジュネーブ澤田連盟帝国事務局長発幣原外相宛電報、『日本外交文書』満州事変第一巻第三冊事項八・二七一文書)。
- (38) Supra note 26.
- (39) もっとも、軍中央による関東軍の統制が成功する可能性が皆無であつたわけではない。この点に関しては、小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変 1918～1932』(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)第三章を参照。
- (40) Supra note 29.
- (41) Konflikt chińsko-japoński w świetle Paktu Ligi Narodów, data nieznaną, sygnatura: 2/322/0/4.2/1772, AAN.
- (42) 一九三二年一月一日付在仏国芳澤大使発幣原外相宛電報 『日本外交文書』満州事変第一巻第三冊事項八・四八〇文書。
- (43) 一九三二年二月二日付芳澤外相発在ジュネーブ澤田連盟帝国事務局長宛電報、『日本外交文書』満州事変第二巻第二冊事項四・六〇文書。
- (44) もちろん、こうした在欧外交官からの提起が受け入れられたのは省内にその素地があつたからである。たとえば、アジア派の有力外交官の一人で一九三三年五月に外務次官に就任する重光葵駐華公使は、一九三二年二月にまとめた報告書

のなかで、「今日支那カ右等条約ヲ尊重スルノ誠意ト能力ナキ状態ニ於テ九国条約等華府會議ノ決定ノ支那ニ対シテ有シタル意義ハ根本的ニ改変セラレタ」とし、「国際連盟規約モ巴里不戦条約モ将又九国条約モ何レモ今日極東ニ於テ行ハレル、アルカ如キ主義及政策ノ根本的ノ相違ヨリ来ル国際紛争ノ処理ハ之ヲ予想セザリシノミナスス之方処理ノ目的ノ為ニハ全然不適当ナリ」と訴えていた（支那ノ対外政策關係雜纂『革命外交』（重光駐支公使報告書）第一巻、外務省記録（松本記録）A210.C11、外務省外交史料館所蔵）。そして事変に対応するなかで谷正之・亜細亜局長もこうした重光の考え方に接近してくようになり、本省全体が多国間の枠組みを否定する方向へと傾いていったとされる。ただし、中国の政情やその混乱といった特殊性をもつて連盟規約の適用に伸縮性をもたせるか、その適用を全然不適当とするかは大きな差異であり、ここに連盟脱退後の在欧外交官⇨連盟派とアジア派の路線対立がすでに現れていると見ることが出来る。以上の点に關して、日本外務省による満洲事変正当化の論理については、中谷直司「満洲事変とワシントン体制―二つの国際協調の終焉―瀧口剛編『近代東アジアの地域秩序と日本』（大阪大学出版会、二〇二〇年）所収および、同「日本外交による満洲事変正当化の論理―『滿蒙特殊權益論』の二度の転換、一九一九―一九三二」片山慶隆編『アジア・太平洋戦争と日本の対外危機―満洲事変から敗戦に至る政治・社会・メディア』（ミネルヴァ書房、二〇二一年）所収を、アジア派としての重光の外交思想の形成については、武田知己『重光葵と戦後政治』（吉川弘文館、二〇〇二年）第一部第一章を、満洲事変前後の谷の動向については、湯川勇人「満洲事変と谷正之―満洲事変は戦間期の外務省をどう変えたのか」日本政治学会編『年報政治学』2025.11（筑摩書房、二〇二五年）所収を、脱退後の日本の国際連盟外交については、樋口真魚『国際連盟と日本外交―集団安全保障の「再発見」』（東京大学出版会、二〇二一年）をそれぞれ参照。

- (45) 「一九三一年十二月十日ノ国際連盟理事會決議ニ依リ任命セラレタル調査委員會報告書ニ対スル意見書」五九頁、『日本外交文書』満洲事変別巻所収。

- (46) 一九三二年一月一九日付内田（康哉）外相發在ジュネーブ澤田連盟帝國事務局長宛電報、『日本外交文書』満洲事変第三卷事項一、四九文書。

- (47) 第一次上海事変勃發後の二月一九日理事會において、佐藤尚武日本代表はかねてから準備してきた連盟規約適用伸縮論を披露し、「規約ハ『組織アル人民』ヲ規律スルモノナルカ支那ニ内乱相續キ無政府状態ニアルコト久シク到底組織ア

- ル国民ト云フ能ハス……要スルニ支那ノ現状ハ規約ノ嚴格ニ適用スルヲ許サルモノナリ」と訴えたものの（一九三二年二月二〇日付在ジュネーブ澤田連盟帝國事務局長発芳澤外相宛電報、『日本外交文書』満州事変第二卷第二冊事項四、一一一―文書）、これに同調する国は現れず、「日本ハ全然孤立ノ状態ニ陥」つた（一九三二年二月二〇日付在ジュネーブ澤田連盟帝國事務局長発芳澤外相宛電報、同前、事項四、一一二―文書）。
- (48) Telefonogram z rozmowy p. Gwiazdowskiego z p. Raeczyńskim, 30 listopada 1931, w „Zatarg japońsko-chiński o Mandzurię. Raporty, korespondencja, druki. Tom III”, sygnatura: 2/322/0/4.2/1774, AAN.
- (49) Notatka dla Ministra [od Raeczyńskiego], 30 listopada 1931, sygnatura: 2/322/0/4.2/1773, AAN. ただし、このザレスキ外相宛の文書においてラチンスキ国際組織部長は、「グウイアズドスキ氏と私は、もし委員会に大国の代表や九力国条約の締約国以外の国の代表がくわわるのであれば、ポーランドを立候補させることに同意した。しかし、もし委員会が大国の代表のみで構成され、ポーランドが専門家の地位を提供された場合、そのような提案は拒否されなければならないだろ」と述べており、若しラチンスキが異なるものになつてゐる。
- (50) Chlapowski do MSZ, 1 grudnia 1931, ibid.
- (51) Compte-rendu de la séance secrète tenue le mercredi 27 janvier 1932 à 16 heures, dans le Bureau du Secrétaire général à Genève, Minutes of the secret meetings of the Council - Geneva, January 1932, R6228/14/9887/2385/Jacket4, LNA.
- (52) Gwiazdoski do MSZ, 28 stycznia 1932, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko - japoński o Mandzurię: zwołanie Nadzwyczajnego Zgromadzenia Ligi, stanowisko wielkich mocarstw. Sprawozdanie delegacji, raporty Ambasad RP w Paryżu i w Londynie, Poselstwa RP w Moskwie, korespondencja.”, sygnatura: 2/513/0-/237, AAN.
- (53) Compte-rendu de la séance secrète tenue le jeudi 28 janvier 1932 à 16 h.45, dans le Bureau du Secrétaire général à Genève, R6228/14/9887/2385/Jacket4, LNA.
- (54) Compte-rendu de la séance secrète tenue le samedi 6 février 1932 à 16 h. 30, dans le bureau du Secrétaire général à

- Genève; Compte-rendu de la séance secrète tenue le vendredi 12 février 1932 à 17h 30, dans le Bureau du Secrétaire général à Genève, *ibid.*
- (55) Compte-rendu de la séance secrète tenue le mardi 16 février 1932 à 16 heures, dans le Bureau du Secrétaire général à Genève, *ibid.*
- (56) 前掲『海野』国際連盟と日本』二〇七～二〇八頁を参照。回答の全文については、一九三二年二月三日付芳澤外相発在シユネーブ澤田連盟帝国事務局局長宛電報、『日本外交文書』満洲事変二巻第二冊事項四・一二二文書を参照。
- (57) 政治経済局東方部長：一九三二年一月二〇日～一九三四年一月三十一日。
- (58) Schätzel do Genewy, 23 lutego 1932, sygnatura: 2/513/0-/237, AAN. このシギンヘツェル東方部長は、こうしたポーランドを非難する論調の背後には「一部の大使館」の動きがあることも指摘している。これは駐日ドイツ大使館を指しており、エルンスト・フォン・ヴァイツゼッカー (Ernst von Weizsäcker) 独国代表が、理事会声明に対する自国の責任を回避するため二月一六日理事会の議事をリークス、ポーランド側はそれを日ポ関係を引き裂こうとするドイツの策動を見た (Gwiazdoski do Becka, 1 marca 1932, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko - japoński o Mandzurię, głównie sprawa incydentu szanghajskiego i wycofania wojsk japońskich, interwencja Ligi, obrady Komitetu 19, Sprawozdania delegacji, komunikaty Komitetu 19, raporty Ambasady RP w Waszyngtonie”, sygnatura: 2/513/0-/238, AAN)。
- (59) Zaleski do MSZ, 24 lutego 1932, sygnatura: 2/513/0-/237, AAN.
- (60) Zaleski do Tokio, 24 lutego 1932, *ibid.*
- (61) Beck do Genewy, 5 marca 1932, sygnatura: 2/513/0-/238, AAN.
- (62) Floyar-Rajchman do Szefa Oddziału II Sztabu Głównego w Warszawie, 5 marca 1932, w „Materiały dotyczące Dalekiego Wschodu”, sygnatura: 2/1190/0/1/2/616/130. なお、フロイアルライヒマン少佐の報告には、介入の具体的な内容として、二月二六日に参謀本部から橋本虎之助第三部長名の文書が手交されたことが記されており、その文書にはポーランド側の弱みに付け込んだ露骨な圧力とも受け取れる次のような内容が含まれていた。「ご承知のとおり、上部シ

- ロンスク、ヴィルノ等の問題において、これらの問題が始まった当初から現在に至るまで、帝国の代表は、ドイツやその他の国の要請や試みにもかかわらず、常にポーランドの国益に合致する立場をとってきました。参謀本部は、ポーランドの強固な立場を確保することが必要であるとの仮定にもとづいて、常にこの方向で行動してきたのです。もちろん、我々はこの理由でポーランドに見返りを求めたり、義務を課したりするつもりはまったくありません。しかしながら、最近の国際連盟による日本に対する一方的な行動とそれにポーランドがくわわったことに対する日本の世論の一般的な雰囲気鑑みて、ソ連とポーランドのあいだに将来何らかの紛争が生じた場合、日本の世論に対する懸念を、信頼と友情の名において、表明せざるを得ません」。
- (63) Special Session of the Assembly, 8 March 1932, Extraordinary Session of the Assembly, March 1932, Journal: texts, R3364/15/35468/35227, LNA.
- (64) Zaleski do MSZ, 7 marca 1932, sygnatura: 2/513/0/238, AAN. このとき参謀本部による介入についても聞かされた佐藤は大いに驚き、「軍部のそうした見解は事実にもとづいておらず、日本政府は共有していない」と述べた。
- (65) Gwiadzdoski do Pana Ministra Spraw Zagranicznych, 23 marca 1932, ibid.
- (66) Ibid.
- (67) Ibid.
- (68) この点に関して、日満議定書締結直後に作成された以下の駐日ポーランド公使館報告の記述は、そうした同国の立ち位置を明確に示している。「満洲における日本の事実上の保護国に目をつぶりたい者も、もはやそうすることはできない……同地は数年以内に朝鮮と同じ運命を辿るだろう」(Antonij Jazdzewski do Pana Dyrektora Departamentu politycznego, 23 września 1932, w „Materiały dotyczące Dalekiego Wschodu”, sygnatura: 2/1190/0/1.2/616/122, AAN)°。
- (69) 三月臨時総会終了後、次回連盟総会の方針を決定した日本外務省は、主要列国のほかに『イーマンス』『ベネシユ』『ポリリス』等小国側穏健分子二対シ可然申入しることとした(一九三二年三月二八日付芳澤外相発在ジュネーブ澤田連盟帝国事務局長宛電報、『日本外交文書』満州事変第二巻第二冊事項四・二八三文書)。いずれも長らく国際連盟で活躍してきた有力者であり、この三国が選ばれた理由もそこにあったと思われる。

- (70) Okólnik naczelnika Wydziału Wschodniego w sprawie wizyty przedstawiciela Mandżurko, 4 listopada 1932, *PDD 1932*, dok. 279.
- (71) 一九三二年一月八日付在ポーランド木下臨時代理公使発内田外相宛電報、『日本外交文書』満洲事変第三卷事項一—三二文書。
- (72) 一九三二年一月一日付在ポーランド木下臨時代理公使発内田外相宛電報 同前、事項一—三四文書。
- (73) Notatka z rozmowy z Ambasadorem Matsuoką, Raczynski do [Janal] Szembeka, 9 listopada 1932, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko - japoński o Mandżurię; obrady Nadzwyczajnego Zgromadzenia Ligi, stanowiska wielkich mocarstw i Polski. Sprawozdania delegacji, projekt rezolucji, kronika wypadków, korespondencja.”, sygnatura: 2/513/0-/240, AAN.
- (74) 外務副大臣：一九三二年十一月五日～一九三九年九月三〇日。
- (75) Thirteen Plenary Meeting, 8 December 1932, Extraordinary Session of the Assembly, 1932 - Verbatim Records, R3364/15/35979/35227 INA.
- (76) Raczynski do Becka, 20 grudnia 1932, sygnatura: 2/513/0-/240, AAN.
- (77) Raczynski do Becka, 12 stycznia 1933, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko - japoński na tle ogólnej sytuacji politycznej, głównie na dalekim wschodzie, przebieg, interwencja Ligi Narodów. Raporty delegacji, Ambasad RP w Rzymie i w Londynie, deklaracje, projekt rezolucji, memorandum, korespondencja, notatki”, sygnatura: 2/513/0-/241, AAN.
- (78) Raczynski do Becka, 13 lutego 1933, *ibid.*
- (79) 駐日ポーランド公使館参事官：一九三〇年一月一日～一九三三年一月一日（臨時代理公使：一九三〇年一月一日～一九三三年九月三〇日）。
- (80) Jazdzewski do MSZ, 16 lutego 1933, *PDD 1933*, dok. 34.
- (81) Raczynski do Becka, 21 marca 1933, sygnatura: 2/513/0-/241, AAN.

- (82) Ibid.
- (83) [Władysław] Kulski do MSZ, 5 kwietnia 1933, w: Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chiński - japoński na tle sytuacji politycznej, głównie na Dalekim Wschodzie. Przebieg, interwencja Ligi Narodów. Raporty delegacji, Ambasady RP w Londynie, deklaracja, kronika konfliktu, komunikaty Ligi Narodów.?, sygnatura: 2/513/0-/242, AAN.
- (84) Szembek do Raczyńskiego, 9 maja 1933, ibid.
- (85) Ibid.
- (86) Ibid.
- (87) この間、日本陸軍によるポーランド国内の軍需工場や兵器工場の視察が実際におこなわれており、日中戦争勃発後の一九三七年一月には回国から日本への武器譲渡が実現することになる(前掲、阪東『世界のなかの日本・ポーランド関係 1931-1945』一八～二二頁)。
- (88) Szembek do Raczyńskiego, 8 lipca 1933, sygnatura: 2/513/0-/242, AAN.
- (89) Circular to the Members of the League not Represented on the Advisory Committee (C.L.117.1933.VII.), Consequences of non-recognition of Manchukuo - Preparation of a report by Sub-Committee of the Advisory Committee, R3607/1/3603/207, LNA.
- (90) Kulski do MSZ, 21 lipca 1933, sygnatura: 2/513/0-/242, AAN.
- (91) Gwiadzdoski do Genewy, 29 lipca 1933, ibid.
- (92) Kulski do MSZ, 11 sierpnia 1933, ibid.
- (93) Communications reçues au sujet de la circulaire C.L.117. Non-Reconnaissance du Manchukou, R3607/1/3603/207, LNA.
- (94) この点に関する日本側の報道については、たとえば、「日本よさらば―連盟事務総長の声明」『朝日新聞』(一九三五年三月二七日)、「帝国けみ連盟と完全に袂を分つ―無言の我に連盟は惜辞」『読売新聞』(一九三五年三月二七日)を参照。

- (95) [Ytus] Komarnicki do MSZ, 29 marca 1935, sygnatura: 2/513/0/-242, AAN.
- (96) 一九三五年五月二日にピウストキ元帥が死去したのち、ベック外相が「均衡政策」を継承し、ポーランド外交を指導した。ベック外相の「均衡政策」の基調にある国際政治観や外交観については、Kornat i Wołos, *op. cit.*, s. 370-375 を参照。
- (97) 前掲、パワシュールトコフスカ/ロメル『日本・ポーランド関係史 1904-1945』増補改訂、二二五―二二六頁を参照。
- (98) この点に関して、中小国の主張に沿って国際連盟が満洲国を承認しなかったことで連盟規約の権威は完全な失墜を免れたとし、連盟規約や不戦条約に示された一般原則が普遍性を獲得する契機となったとする見方もある（小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』吉川弘文館、二〇〇二年、第五章）。そうした見方をまったく否定するわけではないが、本稿で分析したポーランドの視点から見たとき、一般原則の擁護と同じくらい、満洲事変の影響が東アジアに局限されるかどうかも重要であったように思われる。実際、その後のポーランドは、一九三五年の伊エ戦争に際して国際連盟は関与すべきでないとの立場をとり、「コレクティブ・システムの恩恵にだけ頼るのは、ポーランドにはリスクが大きすぎるだろう。今日の状況では、連盟における最良のシステムは、『ある国の利益に密接に関連する複雑な問題についてはその国が責任を持つべきであるとする地域主義』である」との見方を示し、さらにその実例として「満洲」をあげるようになる（Notatka naczelnika Wydziału Organizacji Międzynarodowych: podsumowanie wypowiedzi ministra spraw zagranicznych na temat sporu włosko-etiopskiego, 31 lipca 1935, *PDD 1935*, dok. 239）。これを踏まえ、連盟総会退場直後に日本外務省がまとめた「今次連盟ノ大勢ヲ作レル小国側ノ態度ハ……日支紛争力先例トナリ他日自国ノ運命ニ重大ナル影響ヲ及ホスコトナキヤトノ恐怖心ヨリ出発」し、「欧州ノ困難ナル国際関係ニ累ヲ及ハササル考慮ヲ以テ今回ノ報告書案ヲ作成」したとする見解も（連盟問題ニ関スル一般形勢観察）一九三三年二月二五日、「帝国政府ノ国際連盟脱退関係一件」外務省記録 B.9.10.8、外務省外交史料館所蔵）、連盟内の状況をそれなりに把握するものであったといえる。
- (99) Rozmowa Pana Ministra Spraw Zagranicznych z p. Berthelotem, 25 listopada 1931, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chiński - japoński o Mandżurię, interwencja i obrady Rady Ligi Narodów, stanowisko wielkich mocarstw. Raporty delegacji, Ambasad RP w Londynie i Waszyngtonie, korespondencja.„, sygnatura: 2/513/0/-227, AAN.

- (100) 一九三二年一〇月一日付澤田連盟帝國事務局長發内田外相宛電報『日本外交文書』滿州事變第三卷事項一、八文書。
- (101) 緒方貞子『滿州事變―政策の形成過程』(山岩波書店、二〇一二年・初版一九六六年)三三〇頁。
- (102) 前掲、井上『危機のなかの協調外交』三二八頁。